

図書館職員学び直し講座

第5講座

「主題専門知識」

健康・医療情報サービスに求められる専門知識とは
—市民を賢い患者へ導くために—

望月美江子

(平成24年3月27日)

1. はじめに

子どもの頃からあまり丈夫ではなく病院のお世話になることが多かった私は、受診を重ねる中で、「受診する患者の側にも受診のコツというようなものがあるのではないか」と考えるようになった。

日頃から健康・医療情報^{*1}に関心を持ち、できる範囲で医療に関する知識を得ることで、受診の際に自覚症状や日常生活の状況をきちんと伝えることができ、それが速やかな診断や納得できる治療方針の選択につながったと感じている。また、自身や家族の病気の際のインフォームドコンセント・インフォームドチョイスにおいて、医師の説明の中の医療用語への抵抗感が少なく、病状の把握や治療方針を比較的速やかに理解・納得し同意・選択することができたのではないかと思えるのである。

この考えは、本講座を受講し健康・医療情報サービスに関する資料を収集する中で、「賢い患者」「できる患者」という表現を目にして、間違っていないと確認することができた。

しかし、「賢い患者」「できる患者」^{*2}になるためには必要十分な医療情報を得ることが不可欠であるが、市民が手にする健康・医療情報には正確性・信憑性に欠けるものも多く、返って健康を害したり、病状を悪化させてしまったりする危険性さえ懸念される状況にある。

そんな中で、図書館は市民自身が健康や命を維持する為に必要な正確で信憑性の高い情報の提供に大きな役割を果たせるのではないかとの考え方から、健康・医療情報提供のための様々な取り組みがみられるようになってきている。

ただ、こうした取り組みは全国に行き渡っているとは言い難く、地方においては思うように情報を入手できない情報過疎や、せっかく最新情報を手にしてもその治療を受けられないといった状況が見られる。

こうした状況を考慮しながら、市民を「賢い患者」「賢い健康・医療情報の利用者」に導くために必要と思われる医療に関する主題専門知識について、必要とされる情報とそれを得る為のツール等についてまとめてみたい。

2. 健康・医療情報サービスを取り巻く状況

①法改正により患者の自己判断・自己責任の時代に

情報化社会を迎えて、自己判断・自己責任の時代といわれているが、医療についても1997年及び2006年の医療法改正や2006年のがん対策法制定等^{*3}により、それまでの医師におまかせの医療から患者自身の治療方法の選択を求められる医療へと変わってきている。

この事は、「知らなかった」、「わからなかった」とは言つていられない時代になっていることを表し、一般市民が日頃から健康・医療情報に関心を持ち、初步的な医療用語や一般的な病気についての知識を得ておくことの必要性を強く感じざるを得ない。

市民が健康・医療情報を得ておくことは、治療（薬の服用、定期的な検査、生活習慣の改善など）やりハビリテーションの継続のための強い動機付けになり、治療を進めるために大いに役立つ。

②医療者と患者間の「情報の非対称性」

医療者は患者に対し正確かつ適切な情報提供を求められているが、医療者と患者の医療に関する知識には「情報の非対称性」といわれる質・量の差があり、医療者の説明が患者に十分に理解されていないケースが多くあると考えられる。その結果、治療薬が正しく服用されなかつたり^{*4}療養上の注意が守られなかつたりして、回復が遅れたり症状を悪化させてしまうといったことが生じていると考えられる。

医療用語や治療法等の中には優しい言葉に置き換えることで返って伝わり方が曖昧になつたり、大切な情報が欠けてしまつたりということが考えられる。また、医師・看護師不足のため多忙を極める医療現場では、病名や医療用語の一つ一つを丁寧に説明する時間を確保できないといった現状もある。

こうしたことから、医療者側にのみ説明の工夫を求めるのではなく、患者側も初步的な医療用語や一般的な病気についての知識を得ておくなど、医療者側の説明を理解する努力が求められる。

③玉石混交の健康・医療情報——情報の在りかを知り、必要な情報を選び取れているか？

情報化が急激に進み、媒体の種を問わず情報は玉石混交の状況にある。この事は健康・医療情報も例外ではなく、科学的根拠に基づいた情報から人の不安をあおるような情報や特定商品の宣伝の為の情報まで雑多な情報が日々世に出ている。『患者のための医療情報収集ガイド』(北澤京子 ちくま書房 2009.6)に「もはや「患者・市民が入手可能な情報がない」ことが問題なのではなく、「情報があつても、どこにあるのかが分からぬ」「自分にぴったりの情報が探せない」、さらには「情報の質を吟味できない」ことこそが問題になっています。」とあるように、その中から、正確で信憑性のある情報、自身に有益な情報を選び出すことは、一般市民にとっては大変困難なことである。

④健康・医療情報に関する情報格差の存在

健康・医療情報提供の取り組みが東京都立中央図書館や東京女子医科大学からだ情報館を初めとして各地で始められているが、身近な地域に目を向けてみると、書店にはマスコミで取り上げられた書籍やごく一般的な病気に関する書籍が中心に置かれており、その種類も決して多くはない。図書館にも限られた数の紙媒体の資料が置かれているだけであったり、比較的多くそろえられていると思っても、その内容は「最新版」「最前線」といった表記がタイトルに添えられているにも関わらず2000年前後の古い資料も相当数置かれたりと、正確性、信憑性の面から疑問に思わざるを得ない状況にある。

⑤レファレンス質問の回答上の制約とのかかわり

図書館における健康・医療情報サービスの提供については、レファレンス質問の回答上の制約のうち、図書館職員の専門性に関わる制約に「身上相談、法律・税務相談、医療・健康相談、美術品・骨董品の鑑定などは図書館職員の専門外のことである。この種の相談は、それぞれに専門家が担当すべきであって、一般的な図書館ではレファレンス質問として処理されることはない。」^{*5}とされている。

この制限規定は現在でも公共図書館の規定としてあるが、資料・情報の提供を制限するものではない。健康・医療情報をめぐる社会的状況の変化の中で、こういった規定を踏まえつつ市民に必要な医療健康に関する情報を、関連情報を含め偏り無く公平に提供することが求められている。

3、利用対象者区分の種類とそのニーズ

健康・医療情報を求める利用者は、その健康状態により次に示すように幾つかの段階に分けることができ、それぞれの段階により情報ニーズが異なる。それらを把握することは健康・医療情報提供サービスを考えるために欠かせないものである。

ア、健康であり、その健康を維持・増進したいと考えている人びと

- ・健康維持・増進に有効な食事や運動、生活習慣に関する情報

イ、健康に不安を持ち、或いは病気にかかっているのではないかと感じている人びと

- ・身体の違和感や自覚症状が病気によるものかを判断する為の情報

- ・受診するか否かを判断し、受診する診療科および医療機関や医師を選択・特定する為の情報

ウ、病気と診断され、闘病を始めた人々

- ・診断された病気がどんな病気か、どんな治療法があるのか、どんな経過をたどるのかなど

- ・現在受けている治療が有効あるいは自身に適合しているか否か

- ・後遺症は無いか、予後の生活に制限が生じないかなど

- ・セカンドオピニオンを求めるべきか否か

エ、慢性的な病気で、病気を受け入れ、病気と共に日常生活を送りたいと考えている人びと

- ・治療を継続しながら、仕事や日常生活をする為に有益な情報

- ・セカンドオピニオンを求めるべきか否か

- ・進行性疾患や治癒を望めない疾患の場合の緩和ケアに関する情報

利用対象者には上記の一般市民の他に、医師や看護師などの医療従事者、介護や福祉の関係者、さらに医療・福祉系教育機関の学生などが、それぞれの分野の専門情報や患者や介護・福祉対象者の思いやより良い生活の為の情報などを求めてくることが考えられる。

4、健康・医療情報の種類と情報収集のためのツール

健康・医療情報には、病気の診断・治療法、医薬品に関する情報、予防医学、看護学、医療機関・病院情報等の医学・医療情報の他、患者やその家族が病気とどう向き合い、病気と共に生きる為にどのような工夫や体験をしたか、そしてその時々の思い等医療者からは得ることの難しい情報を得ることができる闇病記や患者会情報が欠かせない物になってきている。

正確で信憑性のある情報を手にする為には、信頼のおける収集ツールを知っていることが不可欠である。それらを提示している参考ツールには次のようなものがある。(書誌事項は参考資料参照)

- a、「患者のための医療情報収集ガイド」¹⁾
- b、「公共図書館員のための消費者健康情報提供ガイド」²⁾
- c、「闇病記文庫入門 医療情報資源としての闇病記の提供方法」³⁾
- d、「からだと病気の情報をさがす・届ける」⁴⁾
- e、「公共図書館のための「健康情報の本」選定ノート」⁵⁾

5、情報収集・提供における留意点

前項e「公共図書館のための「健康情報の本」選定ノート」には、公共図書館で「健康情報の本」を選定収集していく上で参考になる資料・情報及び留意点を紹介し、その中で選定上のチェックポイント^{*6}も示されていて大変参考になる。

- ①資料選定基準を設け、新鮮で根拠に基づく医療情報（Evidence based Medicine）の収集に努める。
- ②「免責事項」などを活用して、「資料から得られる情報はあくまでも参考であり、医学的な判断は医師に求めるべき」ことを、利用者に明示する必要がある。
- ③一時的な流行と思われる分野の資料は、確実な情報を収集する資料とともに提供して、蔵書構成のバランスを取る配慮が必要である。

前項a「患者のための医療情報収集ガイド」には病気や治療についての情報について、「情報は常に過去のものである」「情報は常に他人のことである」「情報は100%自分にもあてはまるとは限らない」という特徴があると記されている。

この点は、医学・医療研究の状況や情報伝達の実態から見れば当然のことであるが、切実に情報を求めている利用者はつい忘がちになることが考えられる。免責事項の明示には検討が必要とする研究者もいるが、免責事項の明示を活用して利用者にこれらの留意が必要なことを伝えていくことも、市民を賢い患者へと導いていくことにつながるのではないかと考える。

6、おわりに

本レポートに取り組む中で、健康・医療情報は人々の命に関わるため、その情報は他の分野に比べより最新性・正確性が求められ、さらに、健康や医療を取り巻く様々な周辺要因についても広く把握して収集・提供することが求められると痛感した。

公共図書館で健康・医療情報提供サービスを始めようとする際には、何よりもしっかりとしたサービスの理念をもって、地域の医療環境や医療情報の状況を把握し、自館の力量を見極めた上でサービス方針を設定することが重要である。それらを曖昧にしたまま始められたサービスは一貫性や継続性を維持することが困難であると思われる。

健康・医療情報を取り巻く状況や収集・提供における留意点などを踏まえて図書館が良質な医療情報を提供することは、市民を「賢い患者」「できる患者」へと導くだけでなく、病気予防やQOL (Quality of Life) の向上にも役立つことを実感し、常に医療情報に目を向けより多くの専門知識を身につけていきたいと思った。

注記

- * 1 : 医療情報の名称については、研究者によっても異なり、サービスを行なっている先進の図書館でもサービス対象や提供方法などにより異なっており、統一されていない状況であると思われる。本レポートでは、健康・医療情報の提供を特集した「図書館雑誌」2011年1月で統一テーマとして使用されていた「健康・医療情報」を使用する。
- * 2 : 1997年 第四次医療法改正——医療者は適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るように務める義務が初めて記された。
- 2006年 第五次医療法改正 第六条の二2——「医療提供施設の開設者及び管理者は、医療を受けるものが保険医療サービスの選択を適切に行なうことができるよう、当該医療提供施設の提供する医療について、正確かつ適切な情報を提供すると共に、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。」
- 2006年 がん対策基本法
病院機能評価——全国で約2500の病院が認定を受けている。
こうした法的整備により、患者や一般市民への情報提供が後押しされている。
- ※「日本医学図書館協会の健康情報サービス研修」牛澤典子・市川美智子 図書館雑誌 2011.1
- * 3 : 「できる患者」について、事例報告「健康・医療情報サービスの構築をめざして」(看護と情報 2011、Vol.18、P.81 - 86) の中で大平久美子氏は、「図書館が期待する利用者像⇒患者像～自分の情報を入手し、Well Beingのために活用するヒト」を「自分の病気を説明できる（自分のカルテを作っている。）」「薬の名前を言える。用量を知っている。薬を飲む理由を知っている。」「自分の希望を伝えることができる。」「標準治療を知っている。」「他の患者さんの権利も尊重できる。」と述べている。
- * 4 : 抗菌薬の乱用や用量間違えや安易な服用中止などは多剤耐性菌を生む要因となるため、処方する医療者及び処方された患者には適正な使用が求められる。
- * 5 : 長澤雅男著「問題解決のためのレファレンス・サービス」日本図書館協会 1991 P.55
- * 6 : 資料・情報選定上のチェックポイント
- ①著者の資格・所属機関は信頼できるか？団体出版物なら当該機関の評価はどうか？
 - ②出版社 なるべく医学書の出版者が望ましい。
 - ③出版年 できれば5年以内が望ましい。
 - ④読者対象 患者・家族対象か？医療専門家向けか？
 - ⑤構成 目次・索引・レイアウトはわかりやすいか？図表や写真は豊富か？
 - ⑥客観性 参考文献は整備されているか？見解の多様性を網羅しているか？
 - ⑦信頼性 診断・治療法が確立した信頼できる内容か？
- また、「特定商品や独自の治療法の宣伝を目的とする資料ではないか？」という点についても注意が必要です。「いわゆるバイブル本」に関する厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知※をあわせて参照してください。
- ※「書籍の体裁をとりながら、実質的に健康食品を販売促進するための誇大広告として機能することが予定されている出版物（いわゆるバイブル本）の健康増進法上の取り扱いについて」厚生労働省 食安発第0727001号 平成16年7月27日

<参考資料>

- 1) 「患者のための医療情報収集ガイド」(北澤京子著、ちくま書房、2009.6)
- 2) 「公共図書館員のための消費者健康情報提供ガイド」(アドリア・ニヨン、バーバラ・カーン、日本図書館協会、2007.4)
- 3) 「闘病記文庫入門 医療情報資源としての闘病記の提供方法」(石井保志、日本図書館協会、2011.6)
- 4) 「からだと病気の情報をさがす・届ける」(健康情報棚プロジェクト編、読書工房、2005.5)
- 5) 「公共図書館のための「健康情報の本」選定ノート」(「市民への健康情報サービスのための基本図書およびWEB情報源リスト」を作成する会編・発行、2008.3)

- 6) 石井 保志. 図書館における医療情報サービスの展開. 図書館雑誌.. 99(12) (通号 985) 2005. 12. 844~846 ISSN 0385-4000
- 7) 特集にあたって. 図書館雑誌.. 105(1) (通号 1046) 2011. 1. 16 ISSN 0385-4000
- 8) 柚木 聖. 医療・健康情報提供の第一歩を踏み出すために. 図書館雑誌.. 105(1) (通号 1046) 2011. 1. 17~19 ISSN 0385-4000
- 9) 牛澤 典子. 市川 美智子. 日本医学図書館協会の健康情報サービス研修. 図書館雑誌.. 105(1) (通号 1046) 2011. 1. 29~30 ISSN 0385-4000
- 10) 石井 保志. 図書館における医療情報サービスの展開. 図書館雑誌.. 99(12) (通号 985) 2005. 12. 844~846 ISSN 0385-4000
- 11) 石井 保志. はじめて医療情報サービス担当者になった人への入門の入門—肩の力を抜いて図書館と医療情報を考える. みんなの図書館 / 図書館問題研究会 編.. (通号 395) 2010. 3. 11~16 ISSN 0386-0914
- 12) 石井 保志. 健康情報棚プロジェクトの紹介—新たな情報資源を発掘し、適切な情報を届ける. みんなの図書館 / 図書館問題研究会 編.. (通号 341) 2005. 9. 19~30 ISSN 0386-0914
- 13) 大平 久美子. 健康・医療情報サービスの構築をめざして. 看護と情報 : 日本看護図書館協会会誌.. 18 2011. 81~86 ISSN 1340-3753
- 14) 市川 美智子. 榊原 佐知子. 浅井 伸夫. 公共図書館と手がける図書館 PR「健康支援事業」. 看護と情報 : 日本看護図書館協会会誌.. 16 2009. 45~50 ISSN 1340-3753
- 15) 豊山 宗洋. 情報の非対称性とセルフヘルプグループ・病院の協力. 大阪商業大学論集 / 大阪商業大学商経学会 編.. 5(2) (通号 153) 2009. 7. 39~55 ISSN 0287-0959
- 16) 日本感染症学会 多剤耐性菌情報 <http://www.kansensho.or.jp/mrsa/index.html> 2012. 3. 20